

### Ⅲ 地域保健班

- 1 精神保健福祉事業
- 2 母子保健事業
- 3 難病対策事業
- 4 原爆被爆者対策事業



- 発達障害児等相談支援事業終了記念講演 -  
「ちよっと気になる子を豊かに育む環境について」

講師：国立成育医療研究センター  
こころの診療部 部長 小枝達也 氏

## 地域保健班概要

地域保健班は、精神保健福祉、母子保健、難病対策、原爆被爆者健康診断に関する業務を担っている。

個別の健康課題に関する相談対応、精神通院医療・特定不妊治療・小児慢性特定疾病・難病等に関する公費医療の申請に係る業務を行っている。また、関係者の支援スキルの向上を目的とした研修会の開催、関係機関との連携会議等を行い、管内地域における相談支援体制の整備に努めている。

### 1 精神保健福祉事業

精神保健福祉の充実を図るために、市村はじめ、医療機関や福祉機関と連携し、①障害者総合支援法に基づく事務、②精神保健福祉法に基づく事務、③普及啓発活動、④訪問・相談業務、⑤通院患者リハビリテーション事業、⑥市村支援、⑦組織活動育成支援、⑧関係機関とのネットワークづくり、⑨関係職員の支援スキルの向上に係る研修等を行う。

### 2 母子保健事業

「健やか親子おきなわ21（第2次）」と連動し、管内のすべての親と子が健やかに生まれ育つことができる環境を整備するため、市村と連携し必要な支援を行っている。①医療給付申請事務及び相談、②専門医による相談、③親の会等組織育成支援、④関係機関との連絡会議、⑤個別訪問等による相談支援、⑥支援者を対象とした研修会等を実施している。

### 3 難病対策事業

「難病対策要綱」及び「難病の患者に対する医療等に関する法律（平成27年1月施行）」に基づき、①特定疾患治療研究事業及び特定医療費（指定難病）に係る医療費の公費負担申請相談、②難病患者の個別訪問等による相談支援、③自助組織活動支援、④患者・家族及び関係者に対する医療講演会等の研修会を行っている。

### 4 原爆被爆者対策事業

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」により、県は被爆者健康診断、諸手当の支給等を行っている。保健所は被爆者健康診断実施に際しての病院との日程調整及び被爆者への通知、また被爆者健康診断の記録をもとに健康相談等を行っている。

## 地域保健班に関する月間・週間事業

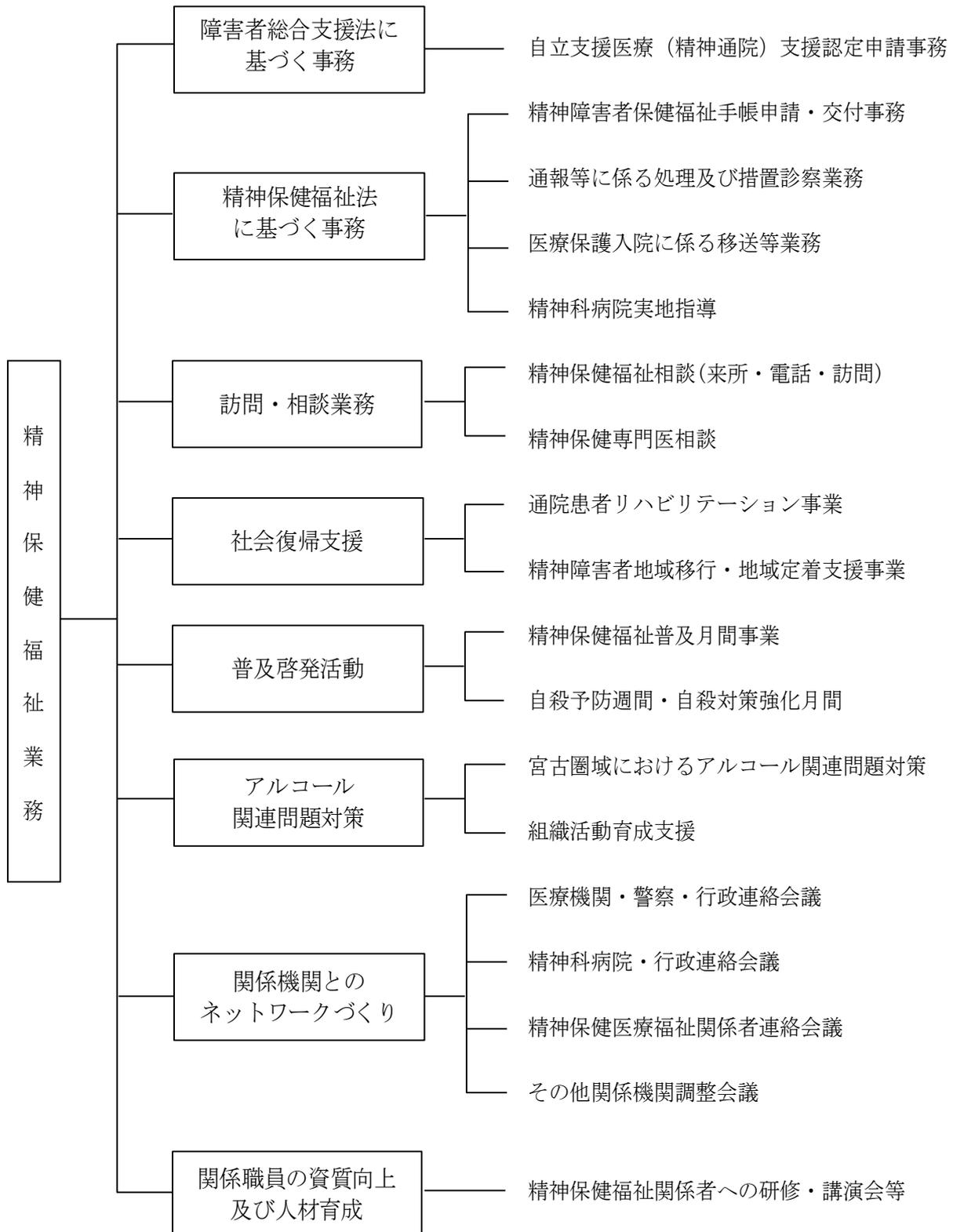
平成 28 年度

| 行事名        | 期間                   | 内容   | 対象者・参加者  |
|------------|----------------------|--|----------|
| 自殺予防週間     | 9月10日<br>～<br>9月16日  | パネル展示及びパンフレット等配布                                 | 一般住民     |
| 精神保健福祉普及月間 | 11月1日<br>～<br>11月30日 | 講演会  | 一般住民・関係者 |
| 自殺対策強化月間   | 3月1日<br>～<br>3月31日   | ① パネル展示及びパンフレット等配布<br>② 「広報たらま」に自殺予防キャンペーンの情報を掲載 | 一般住民     |

# 1 精神保健福祉

平成 16 年に「精神保健医療福祉改革ビジョン」で示された「入院医療中心から生活中心へ」の理念の実現のために、精神障害者の地域移行を促進する動きが活発になっている。

当保健所では地域ケア体制の充実強化を推進し、アルコール関連問題に対する対策に重点的に取り組んでいる。



(1) 障害者総合支援法に基づく事務

自立支援医療（精神通院）支給認定申請事務

精神疾患に係る通院医療費に関しては、障害者総合支援法第 58 条及び沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置に関する政令第 3 号により、全額公費負担で医療（保険適用範囲内）が受けられることになっている。

図 1 年度別受給者数

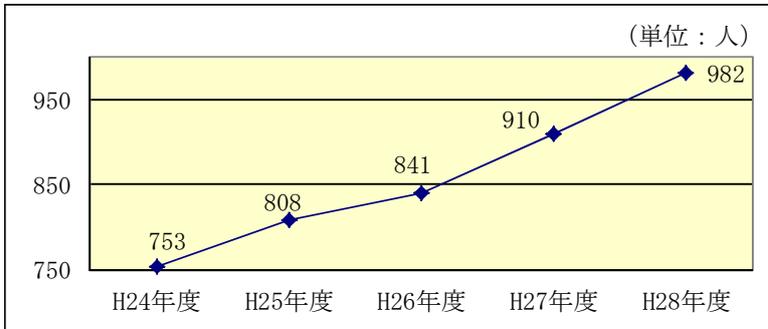


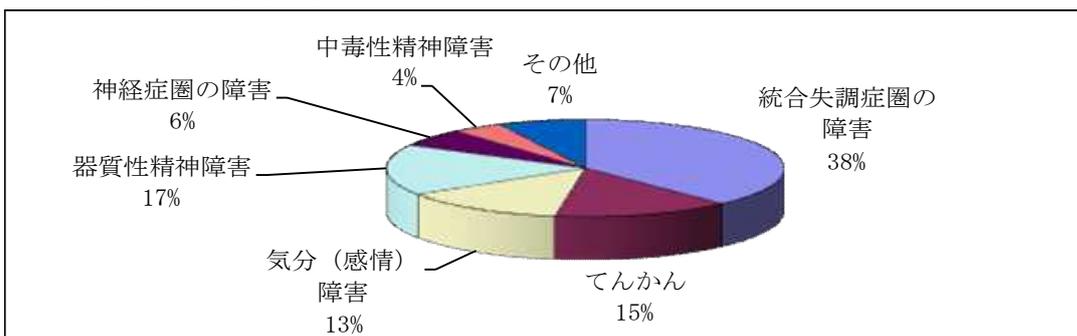
表 1 市村別、疾病別受給者数

平成 28 年度

| 疾 病                    | 宮古島市 | 多良間村 | 計   |
|------------------------|------|------|-----|
| アルツハイマー型認知症            | 99   | 2    | 101 |
| 脳血管性認知症                | 12   | 0    | 12  |
| その他認知症                 | 28   | 0    | 28  |
| その他脳器質性精神障害            | 28   | 0    | 28  |
| アルコール依存症               | 31   | 1    | 32  |
| アルコール精神病               | 5    | 0    | 5   |
| 覚醒剤依存症                 | 0    | 0    | 0   |
| 覚醒剤精神病                 | 1    | 0    | 1   |
| 有機溶剤中毒                 | 0    | 0    | 0   |
| その他中毒性精神病              | 3    | 0    | 3   |
| 統合失調症圏の障害              | 376  | 3    | 379 |
| 気分(感情)障害               | 130  | 0    | 130 |
| 心因反応                   | 3    | 0    | 3   |
| 非定型精神病                 | 1    | 0    | 1   |
| 接枝分裂病                  | 0    | 0    | 0   |
| 神経症圏の障害                | 58   | 1    | 59  |
| 人格障害                   | 3    | 0    | 3   |
| 知的障害                   | 17   | 0    | 17  |
| てんかん                   | 136  | 8    | 144 |
| 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群 | 2    | 0    | 2   |
| 心理的発達障害                | 21   | 0    | 21  |
| 小児青年期の行動情緒障害           | 22   | 0    | 22  |
| 不明(障害年金証書)             | 0    | 0    | 0   |
| その他精神障害                | 6    | 0    | 6   |
| 計                      | 982  | 15   | 997 |

図 2 病類別受給者割合

平成 28 年度



## (2) 精神保健福祉法に基づく事務

### ア 精神保健障害者保健福祉手帳申請・交付事務

精神障害者保健福祉手帳は精神障害者に対して各種支援策の活用を促し、福祉の向上を図るため導入された制度である。なお、申請窓口は市町村となっており有効期間は2年間である。

表2 年度別申請者数（新規）

|    | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1級 | 6     | 10    | 11    | 11    | 21    |
| 2級 | 18    | 26    | 23    | 29    | 23    |
| 3級 | 12    | 11    | 11    | 23    | 19    |
| 計  | 36    | 47    | 45    | 63    | 63    |

表3 市村・年代別精神障害者保健福祉手帳交付件数

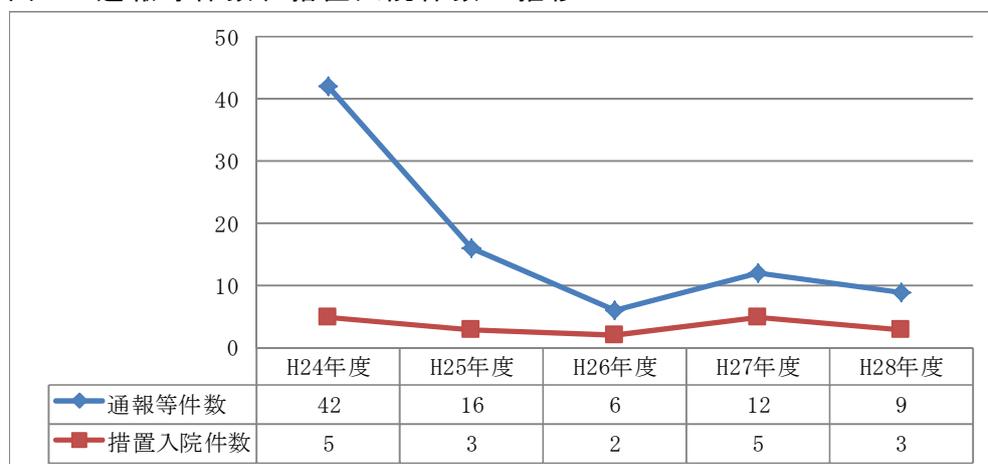
平成28年度

| 市村   | 性別 | ～19歳 | 20～39歳 | 40～64歳 | 65歳～ | 合計  |     |
|------|----|------|--------|--------|------|-----|-----|
| 宮古島市 | 男  | 0    | 43     | 156    | 57   | 256 | 494 |
|      | 女  | 4    | 39     | 124    | 71   | 238 |     |
| 多良間村 | 男  | 0    | 1      | 0      | 0    | 1   | 3   |
|      | 女  | 0    | 0      | 1      | 1    | 2   |     |
| 合計   | 男  | 0    | 44     | 156    | 57   | 257 | 497 |
|      | 女  | 4    | 39     | 125    | 72   | 240 |     |
|      | 計  | 4    | 83     | 281    | 129  |     |     |

### イ 通報等に係る処理及び措置診察業務

精神障害のために自傷他害のおそれのある者は、精神保健福祉法（22条（一般）、23条（警察官）、24条（検察官）、25条（保護観察所の長）、26条（矯正施設の長）、26条の2（精神科病院の管理者））の規定に基づき、保護の申請、通報、届出がされる。申請、通報又は届出のあった者について保健所は調査を行い、対応を検討する。

図3 通報等件数、措置入院件数の推移

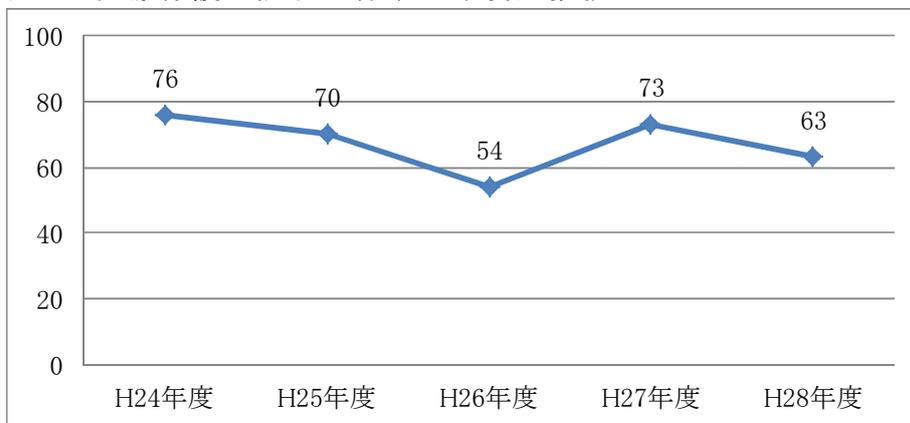


※通報等件数がH25年度から減少したのは、23条通報のうち警察が本人の身柄を保護していない状態での通報がなくなったことが主な理由。また、H26年度からは、23条通報に至らない事案は、「特異事案連絡票」の様式で情報提供する体制ができた。

### ウ 医療保護入院関連事務

医療保護入院とは、精神保健指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ医療及び保護のため入院が必要と認められた者について、本人の同意が得られない場合に家族等の同意により行われる入院。

図 4 医療保護入院届出件数の年度別推移



### エ 精神科病院実地指導

目的：精神科病院の実地指導及び実地審査をすることで、人権に配慮した適正な精神医療の確保、適正な病院の管理運営を促し、精神保健福祉施策の推進及び質の向上を目的とする。

対象：県立宮古病院精神科

実施日：平成 29 年 1 月 23 日

### (3) 訪問・相談業務

#### ア 精神保健福祉相談

保健師及び精神保健福祉相談員が、精神保健相談（来所相談及び電話相談）を行っており、必要に応じて訪問相談を実施している。

表 4 相談件数 (H24 年～H28 年)

|      | H24 |     | H25 |     | H26 |     | H27 |     | H28 |     |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|      | 実人員 | 延人員 |
| 来所相談 | 30  | 52  | 33  | 54  | 32  | 80  | 43  | 78  | 36  | 55  |
| 家庭訪問 | 26  | 118 | 22  | 127 | 49  | 180 | 47  | 186 | 23  | 93  |
| 電話相談 | 60  | 202 | 32  | 155 | 67  | 422 | 100 | 440 | 71  | 346 |

表 5 平成 28 年度相談件数 (区分別)

|      | 実人員 | 延人員 | 延人員内訳  |      |       |    |       |     |         |     |
|------|-----|-----|--------|------|-------|----|-------|-----|---------|-----|
|      |     |     | 老人精神保健 | 社会復帰 | アルコール | 薬物 | ギャンブル | 思春期 | 心の健康づくり | その他 |
| 来所相談 | 36  | 55  | 0      | 1    | 17    | 0  | 0     | 0   | 9       | 28  |
| 家庭訪問 | 23  | 93  | 0      | 19   | 4     | 0  | 0     | 0   | 21      | 49  |
| 電話相談 | 71  | 346 | 0      | 30   | 70    | 0  | 0     | 1   | 39      | 206 |

イ 精神保健専門医相談

精神障害の疑いがある方や治療中断者など対応が困難なケース・家族に対し専門医による訪問や来所相談等により面談し、早期受診や早期治療に繋げ、本人や家族が安心して生活できるように支援する。月1回(第2週)実施。

表6 専門医相談実施件数

|      | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 回数   | 6      | 3      | 6      | 5      | 5      |
| 相談件数 | 8      | 4      | 6      | 5      | 5      |

(4) 社会復帰支援

ア 精神障害者通院患者リハビリテーション事業

精神障害者を一定期間事業所に通わせ、集中力、対人能力、仕事に対する持続力、環境適応能力等を養うための社会適応訓練を行い、再発防止と社会的自立を促進し、社会復帰を図ることを目的としている。

表7 通院患者リハビリテーション事業実施状況

| 年度    | 訓練者数 | 事業所数 | 事業所(種)内訳   |
|-------|------|------|------------|
| H24年度 | 2    | 2    | 手芸店、飲食店    |
| H25年度 | 2    | 2    | 手芸店、飲食店    |
| H26年度 | 2    | 2    | 飲食店、農業生産法人 |
| H27年度 | 1    | 1    | 飲食店        |
| H28年度 | 3    | 3    | 飲食店、農業、理髪店 |

イ 精神障害者地域移行・地域定着支援事業

長期にわたる精神科病院への入院により、住居の確保など退院に向けて支援が必要な精神障害者について、地域生活に移行することを促進し、地域生活を継続できる体制を整備する事を目的に行っている。保健所は医療機関が主催する退院前調整会議や、宮古島市が実施する地域自立支援協議会に参加し、居住支援部会及び就労支援部会において、精神障害者の地域移行・地域定着のあり方について検討し、体制整備に取り組んでいる。

(5) 普及啓発活動

ア 精神保健福祉普及運動事業

地域住民に対し心の健康保持、精神疾患に関する理解の促進並びに精神保健福祉に関する知識の普及啓発を推進していくことを目的に実施している。

平成28年度

| 日程    | 内容  | 参加状況等             |
|-------|---|-------------------|
| 2月18日 | <p>○平成28年度宮古地区精神保健福祉普及運動講演会<br/>「気づいてあげたいその特性に<br/>～発達障害の理解と対応について～」</p> <p>講師 独立行政法人国立病院機構<br/>琉球病院 こども心療科 原田 聰志 先生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害の特徴、評価の仕方</li> <li>・関わり方、自己肯定感情の高め方</li> </ul> | 一般住民、関係者<br>(67人) |

イ 自殺予防週間・自殺対策強化月間

一般住民に対して、自殺についての正しい知識の普及や相談支援機関の窓口周知を図る目的で、「自殺予防週間（9月10日～9月16日）」及び「自殺対策強化月間（3月）」においてパネル展示等を実施した。

| 平成28年度              |   |      |
|---------------------|---|------|
| 日 程                 | 内 容   | 参加者等 |
| 9月12日<br>～<br>9月30日 | 自殺予防週間<br>1) パネル展示(場所：沖縄銀行宮古支店、沖縄県労働金庫宮古支店)<br>2) 宮古保健所ホームページにて、宮古島市の自殺の現状等の掲載<br>3) レスキューカード「いのちを大切に」入りティッシュ配布<br>4) パンフレット配布      | 一般住民 |
| 3月6日<br>～<br>3月17日  | 自殺対策強化月間<br>1) パネル展示(場所：宮古島市役所、沖縄県警察安全運転学校宮古分校)<br>2) 宮古島市広報へ宮古島市の自殺の現状、相談窓口等について掲載<br>3) レスキューカード「いのちを大切に」入りティッシュ配布<br>4) パンフレット配布 | 一般住民 |

(6) アルコール健康障害対策

ア CRAFT 家族教室

CRAFT (Community Reinforcement and Family Training) は、アルコール・薬物乱用者をどうにかして治療に繋げようと悩む家族のために考案された家族支援プログラムである。

アルコール乱用者の家族が CRAFT の知識・技術を習得することで、家族自身の QOL (Quality Of Life : 生活の質) が高まるとともに、乱用者と家族の間に起こっている問題の改善につながることを目的として実施している。

表 8 CRAFT 家族教室実施状況

| 平成28年度 |     |                                      |     |
|--------|-----|--------------------------------------|-----|
| 月日     | 回   | 内容                                   | 参加者 |
| 7月21日  | 第1回 | 状況をはっきりさせよう                          | 10名 |
| 8月4日   | 第2回 | 安全第一(暴力への対策)<br>ミニ講話① 講師：吉村 文太(宮古病院) | 4名  |
| 9月1日   | 第3回 | 望ましい行動を増やす方法<br>ミニ講話② 講師：吉村 文太(宮古病院) | 2名  |
| 10月20日 | 第4回 | 治療をすすめる                              | 1名  |

イ 組織活動育成支援

(ア) 断酒会活動(あだんの会)

断酒会はアルコール依存症に悩む者が自らの体験談等を話すことで、断酒に対する誓いを新たにし、断酒を続けていく自助グループである。

(イ) 断酒家族会活動(やしがにの会)

アルコール依存症について知識を深め、家族の役割を認識すると共に、家族が直面する問題について共有し、お互い励まし合って、本人の断酒と自立へ向けての活動を行っている。

平成28年度

| 名称                          | 日時                   | 場所             |
|-----------------------------|----------------------|----------------|
| 断酒会(あだんの会)<br>断酒家族会(やしがにの会) | 毎週金曜日<br>19:00~21:00 | 宮古保健所<br>デイケア室 |

(7) 関係機関とのネットワークづくり

ア 医療機関・警察・行政連絡会議

精神障害者に関する警察官通報(精神保健福祉法第23条)やその他の緊急時対応を円滑に実施できるように、関係機関との連携強化・緊急時の体制構築などを目的に開催している。

平成28年度

| 日時     | 内容   | 参加機関                              |
|--------|--|-----------------------------------|
| 12月19日 | (1) 法第23条通報、特異事案連絡票の実績<br>(2) 措置診察要否の判断基準等について<br>(3) 夜間、休祭日時の連絡体制について | 宮古病院、真喜屋精神・神経科医院、宮古島警察署、宮古島市、多良間村 |

イ 精神科病院・行政連絡会議

精神障害者が安定した地域生活を送れるよう、管内関係機関の連携及び情報共有を強化し、未治療者や治療中断者等の早期発見・早期介入を行うことを目的に開催している。

平成28年度

| 日時                     | 内容  | 参加機関      |
|------------------------|---|-----------|
| 7月1日<br>10月28日<br>3月3日 | (1) 未治療者や治療中断者への支援について<br>(2) 支援困難者や精神症状の増悪が予想される者への支援について<br>(3) その他 | 宮古病院、宮古島市 |

ウ 精神保健医療福祉関係者連絡会議

管内の精神保健医療福祉関係者が一堂に会し、各関係機関の役割や課題及び事業内容等を理解することで、地域の精神保健・医療・福祉の取組を推進することを目的として開催している。

平成28年度

| 日時    | 内容  | 参加者数及び参加機関  |
|-------|---|---|
| 6月10日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>各機関における重点事業や取り組みの報告</li> <li>情報交換及び意見交換</li> </ul> | 参加者数：30人<br>参加機関：宮古病院、真喜屋精神・神経科医院、宮古島市、多良間村、相談支援事業所、訪問看護ステーション、障害者就業・生活支援センター |

エ 関係機関調整会議

ケース支援会議は、保健所が主催し、支援体制の検討等を目的に実施している。

退院前調整会議は、主に病院が主催しており、保健所の支援や情報共有等が必要なケースについて検討する。地区担当保健師が会議へ参加している。

伊良部及び城辺地区精神障害者連絡会は、宮古島市障がい福祉課が主催しており、当該地区の関係者間で情報共有を行い、障害者の社会復帰及び自立支援を目的として実施している。

〈保健所主催〉

平成28年度

| 会議名     | 開催回数 | 参加者数(延) | 参加機関(延) |
|---------|------|---------|---------|
| ケース支援会議 | 19   | 46      | 22      |

〈他機関主催〉

| 会議名             | 参加回数 |
|-----------------|------|
| ケース支援会議         | 12   |
| 退院前調整会議（主に病院主催） | 1    |
| 伊良部地区精神障害者連絡会   | 6    |
| 城辺地区精神障害者連絡会    | 3    |

(8) 関係職員の資質の向上及び人材育成

アルコール関連問題相談対応研修

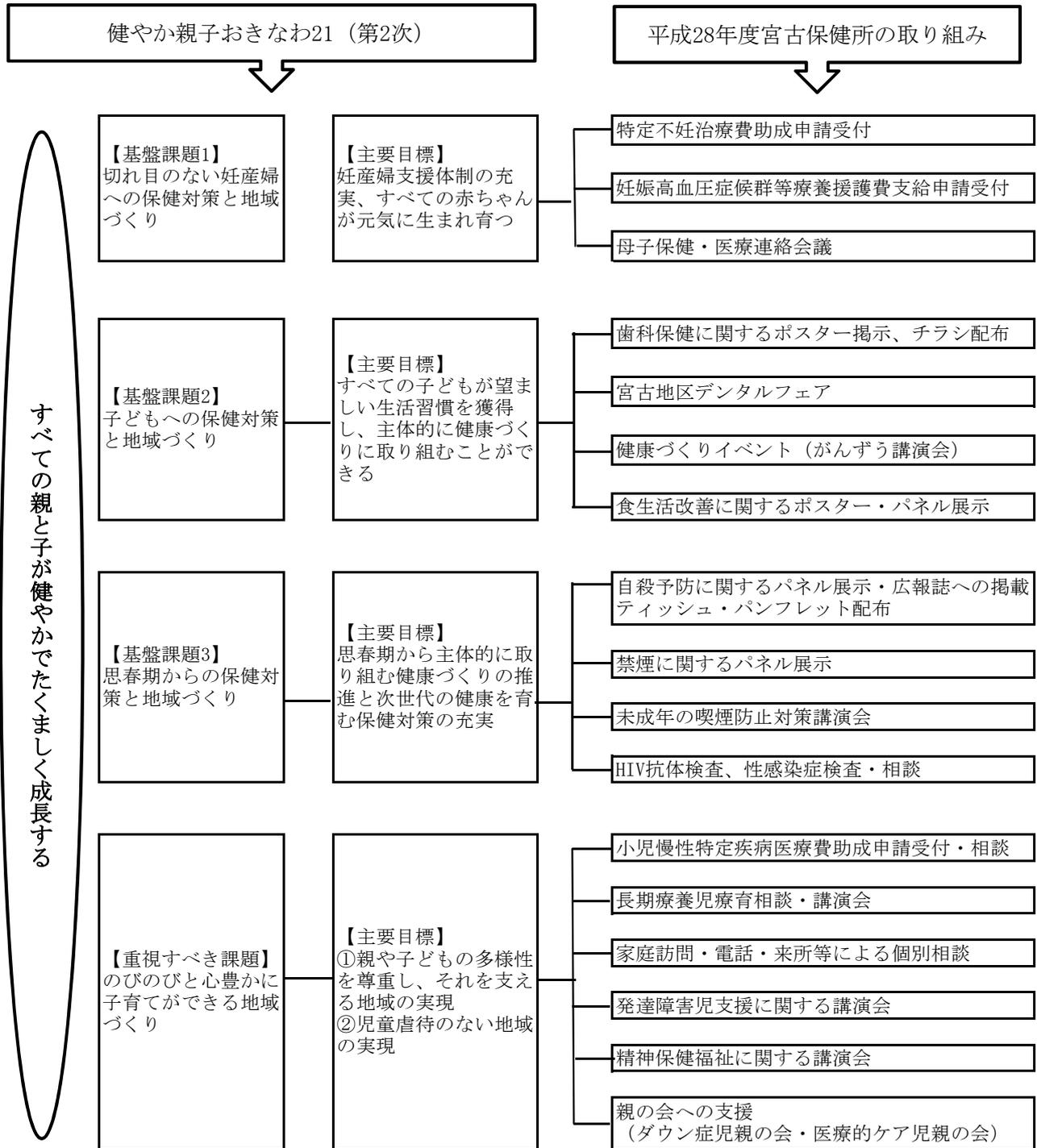
アルコール関連問題に関わる支援者が、アルコール依存症の正しい理解と対応方法を学ぶことで、当事者や家族に対して、適切に支援することができるようになることを目的とし、研修会を実施している。

平成28年度

| 日程   | 事業名                 | 内容   | 参加者数及び対象者  |
|------|---------------------|--|--|
| 2月6日 | アルコール関連問題<br>相談対応研修 | 講話：「アルコール依存症者やその<br>家族への対応について」<br>講師：琉球病院<br>精神科医師 福田 貴博 氏<br>事例を通じたグループワーク | 参加者数：32人<br>対象者：アルコール問題<br>のある当事者やその家族<br>を支援している者<br>（保健師、看護師、相談<br>員、ケアマネ、栄養士、<br>作業療法士） |

## 2 母子保健

### (1) 健やか親子おきなわ21（第2次）における宮古保健所の取り組み



(2) 医療給付申請・相談業務

ア 小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児慢性特定疾患治療研究事業が、平成 27 年 1 月 1 日より小児慢性特定疾病医療費助成制度へ移行した。対象疾患は 14 疾患群 704 疾病に拡大された。

【根拠法令】児童福祉法第 21 条の 9 の 2

【目的】慢性疾患にかかっていることにより長期に療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究等に資する医療の給付その他の事業を行う。

【対象】下記疾患にかかっている 18 歳未満の児童（18 歳到達時点において本事業の対象となっており、かつ 18 歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合には、20 歳到達までの者を含む。）

表 1 小児慢性特定疾病受給者証交付状況 単位：件

| 疾患群       | 年月日 | 平成28年4月～平成29年3月 |     |    |      |      |
|-----------|-----|-----------------|-----|----|------|------|
|           |     | 計               | 申請別 |    | 市村別  |      |
|           |     |                 | 新規  | 更新 | 宮古島市 | 多良間村 |
| 悪性新生物     |     | 5               | 2   | 3  | 5    | 0    |
| 慢性腎疾患     |     | 8               | 2   | 6  | 8    | 0    |
| 慢性呼吸器疾患   |     | 5               | 2   | 3  | 5    | 0    |
| 慢性心疾患     |     | 14              | 7   | 7  | 13   | 1    |
| 内分泌疾患     |     | 42              | 8   | 34 | 42   | 0    |
| 膠原病       |     | 4               | 1   | 3  | 4    | 0    |
| 糖尿病       |     | 2               | 0   | 2  | 2    | 0    |
| 先天性代謝異常   |     | 2               | 1   | 1  | 2    | 0    |
| 血液疾患      |     | 0               | 0   | 0  | 0    | 0    |
| 免疫疾患      |     | 1               | 0   | 1  | 1    | 0    |
| 神経・筋疾患    |     | 8               | 2   | 6  | 8    | 0    |
| 慢性消化器疾患   |     | 2               | 1   | 1  | 2    | 0    |
| 染色体・遺伝子疾患 |     | 0               | 0   | 0  | 0    | 0    |
| 皮膚疾患      |     | 0               | 0   | 0  | 0    | 0    |
| 計         |     | 93              | 26  | 67 | 92   | 1    |

イ 妊娠高血圧症候群等療養援護費支給事業

【根拠法令】妊娠高血圧症候群等療養援護費支給要綱

【目的】妊娠高血圧症候群等に罹患している妊産婦に対し必要な援護費の支給を行うことで、早期に適正な療養を受け、重症化を防ぐ。

【対象】妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血及び心疾患に罹患している妊産婦で、7 日以上入院治療を要した者。ただし、当該妊産婦が前年分に所得税課税額の年額 15,001 円以上の世帯、又は児童福祉法第 22 条の規定による助産施設への入所措置を受けた者は、支給対象としない。

表 2 妊娠高血圧症候群等療養援護費 年度別支給状況 単位：件

| 年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 件数 | 1      | 0      | 0      | 0      | 0      |

ウ 特定不妊治療費助成事業

【根拠法令】 少子化社会対策基本法第13条、母子保健医療対策等総合支援事業、  
沖縄県特定不妊治療費助成事業実施要綱

【目的】 不妊治療のうち、特定不妊治療（体外受精及び顕微受精）については1回の治療が高額であり、また医療保険の適用外であることから、経済的負担の軽減を図るため、費用の一部を助成する。

【対象】 ・法律上の婚姻夫婦で、特定不妊治療が必要と診断された者  
・指定医療機関で特定不妊治療を終了した者  
・沖縄県内に住所を有し、夫婦の合計所得が730万円未満であること

表3 特定不妊治療費 年度別助成状況 単位：件

| 年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 件数 | 35     | 34     | 35     | 25     | 32     |

(3) 訪問・相談業務

保健師が母子保健相談等（来所相談及び電話相談）を行っており、必要に応じて、訪問相談を実施している。

表4 訪問・相談業務状況 平成28年度(単位:件)

|      | 実人員 | 延人員 | 延人員内訳    |        |     |
|------|-----|-----|----------|--------|-----|
|      |     |     | 小児慢性特定疾病 | 特定不妊治療 | その他 |
| 来所相談 | 125 | 273 | 226      | 47     | 0   |
| 家庭訪問 | 17  | 38  | 38       |        |     |
| 電話相談 |     | 186 | 160      | 13     | 13  |
| 合計   | 142 | 497 | 424      | 60     | 13  |

(4) 長期療養児療育相談事業

長期にわたり療育医療を必要とする児童に対して、適切な療育を確保するために、その状況に応じた適切な指導や支援を行い長期療養児の日常生活における健康の保持増進及び福祉の向上を図ることを目的に実施している。

ア 個別相談、ケースカンファレンス

長期療養児とその保護者が在宅で安心して生活できるように、専門医による個別相談、関係者とのケースカンファレンスを実施した。

専門医：當間隆也（わんぱくクリニック）

表5 個別相談実施状況

| 実施日          | 人員 |
|--------------|----|
| 平成28年8月4日、5日 | 8人 |
| 平成29年2月3日、4日 | 6人 |

表6 ケースカンファレンス

| 実施日           | 内 容                      | 参加者 | 参加機関   |
|---------------|--------------------------|-----|--|
| 平成28年<br>8月5日 | 11事例<br>(個別相談を行った事例を中心に) | 11人 | 特別支援学校、宮古病院、児童発達支援、放課後等デイサービス職員、訪問看護ステーション、介護事業所 |

(5) ダウン症児親の会（乳幼児期）育成

当事者や関係者からの要望により、乳幼児期の「親の会」育成に向け、保護者同士の学習会や交流会を開催した。「親の会」としての活動ができるよう結成に向け支援を継続する。

表 7 ダウン症児親の会（乳幼児期）

| 日時          |             | 人数 | 場所       |
|-------------|-------------|----|----------|
| 平成28年 5月27日 | 10:00～11:30 | 3人 | 平良保健センター |
| 8月26日       |             | 4人 |          |
| 11月25日      |             | 6人 |          |
| 平成29年 2月 3日 | 14:00～16:00 | 5人 |          |

(6) 発達障害児等相談支援事業

発達障害児等に関する支援は、専門医である小枝達也氏の協力により、平成 12 年度より厚生労働省医療技術援助医師等派遣事業で開始し、平成 19 年度からは県費で実施してきた。今年度で事業終了が決定し、これまでの事業経過と成果を振り返り、地域における継続支援について学ぶ事を目的として終了記念の講演会を実施した。

平成28年度

| 実施日  | 内 容   | 参加者  | 参加機関  |
|------|---|------|---|
| 2月4日 | 「ちょっと気になる子を豊かに育む環境について」<br>講師：小枝 達也<br>(国立成育医療研究センター) | 136人 | 保育園、幼稚園、小学校、<br>中学校、児童デイ、宮古島市、<br>多良間村、宮古病院 等 |

(7) 母子保健・医療連絡会議

ハイリスク妊産婦及び未熟児や長期に支援を必要とする児・保護者が地域で安心して育児・療育できるように関係者が情報を共有し、支援目標や相互の役割を確認することで一貫した支援ができることを目的に開催した。

平成28年度

| 実施日  | 内 容   | 参加者  | 参加機関                              |
|--|---|------|-----------------------------------|
| 4月18日<br>6月20日<br>8月22日<br>10月17日<br>12月19日<br>2月20日 | ①事例に関する情報共有、確認<br>②地域の課題共有、支援体制確認<br>③母子保健に関する情報共有、検討 等 | 延98人 | 宮古病院<br>奥平産婦人科医院<br>宮古島市<br>宮古保健所 |

(8) 宮古地区母子保健推進員研修会及び交流会

宮古地区母子保健推進員の相互交流と、資質の向上を目的に研修を開催した。

平成28年度

| 実施日    | 内 容  | 参加者 | 参加者                    |
|--------|--|-----|------------------------|
| 12月14日 | 「生きる力を育む歯と口の健康」<br>講師：武井 典子<br>(公益財団法人ライオン歯科衛生研究所) | 30人 | 市母子保健推進員<br>市健康増進課担当職員 |

### 3 難病対策

#### (1) 難病とは

根拠 難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という）第1条

ア 疾病の機序が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病

イ 当該疾病にかかることにより長期に療養を必要とすることとなるもの

#### (2) 難病の行政施策

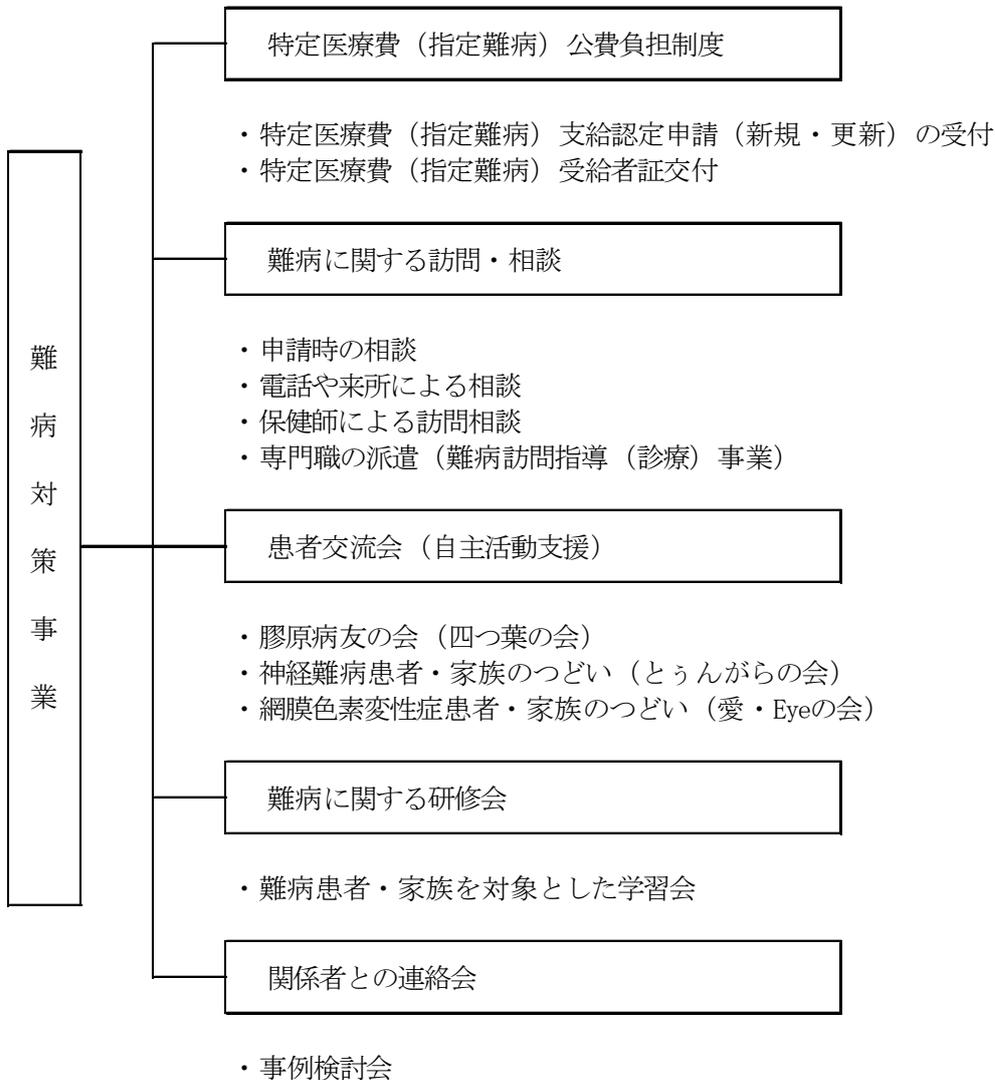
昭和48年より「特定疾患治療研究事業」として公費負担が開始された。

平成7年7月に申請窓口を本庁より保健所に移し、各保健所にて「難病対策事業」が開始された。

事業開始以来、医療費の自己負担分は全額公費であったが、平成15年からは所得に応じた一部自己負担限度額の見直し等大幅に制度の改定が行われた。

平成26年の難病法制定に伴い公費負担制度の改定が行われ、平成27年1月より「特定医療費（指定難病）公費負担制度」として開始され、対象疾患（指定難病）が110疾病に拡大された。同年7月より対象疾患が306疾病に拡大された。

#### (3) 難病対策事業



(4) 受給者証交付状況

ア 特定疾患治療研究事業

難病法の施行により、当該事業における管内での受給者は0人となった。

イ 特定医療費（指定難病）公費負担制度

平成27年1月1日より難病法に基づく新たな医療費助成制度が始まった。管内における受給者の状況は表1、2のとおりである。

表1 受給者証交付状況

| 疾病名                        | 申請件数 | 交付件数 | 疾病名               | 申請件数 | 交付件数 |
|----------------------------|------|------|-------------------|------|------|
| 筋萎縮性側索硬化症                  | 4    | 4    | 特発性血小板減少性紫斑病      | 5    | 3    |
| 進行性核上性麻痺                   | 9    | 8    | 自己免疫性肝炎           | 1    | 0    |
| パーキンソン病                    | 50   | 48   | 黄色靱帯骨化症           | 13   | 10   |
| 大脳皮質基底核変性症                 | 3    | 2    | 後縦靱帯骨化症           | 31   | 28   |
| 重症筋無力症                     | 14   | 14   | 広範脊柱管狭窄症          | 11   | 11   |
| 多発性硬化症／視神経脊髄炎              | 3    | 3    | 特発性大腿骨頭壊死症        | 5    | 4    |
| 慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー | 5    | 5    | クッシング病            | 2    | 2    |
| 多系統萎縮症                     | 5    | 5    | 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症   | 1    | 1    |
| 脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）        | 7    | 6    | 下垂体前葉機能低下症        | 7    | 7    |
| もやもや病                      | 8    | 6    | サルコイドーシス          | 1    | 1    |
| 亜急性硬化性全脳炎                  | 1    | 1    | 特発性間質性肺炎          | 3    | 3    |
| 全身性アミロイドーシス                | 1    | 1    | 肺動脈性肺高血圧症         | 2    | 2    |
| 神経線維腫症                     | 1    | 1    | リンパ脈管筋腫症          | 1    | 1    |
| 天疱瘡                        | 5    | 4    | 網膜色素変性症           | 26   | 26   |
| 膿疱性乾癬（汎発型）                 | 6    | 6    | 原発性胆汁性肝硬変         | 10   | 9    |
| 高安動脈炎                      | 2    | 2    | クローン病             | 13   | 13   |
| 結節性多発動脈炎                   | 4    | 4    | 潰瘍性大腸炎            | 35   | 33   |
| 顕微鏡的多発血管炎                  | 4    | 3    | 家族性良性慢性天疱瘡        | 1    | 1    |
| 悪性関節リウマチ                   | 2    | 2    | 一次性ネフローゼ症候群       | 2    | 2    |
| バージャー病                     | 3    | 3    | 紫斑病性腎炎            | 1    | 1    |
| 全身性エリテマトーデス                | 28   | 28   | 強直性脊椎炎            | 1    | 1    |
| 皮膚筋炎／多発性筋炎                 | 9    | 8    | 自己免疫性肝炎           | 1    | 0    |
| 全身性強皮症                     | 4    | 4    | 類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む） | 1    | 1    |
| 混合性結合組織病                   | 2    | 2    | 多発性嚢胞腎            | 1    | 1    |
| シェーグレン症候群                  | 3    | 0    | 慢性特発性偽性腸閉塞症       | 2    | 2    |
| 下垂体性ADH分泌異常性               | 1    | 0    |                   |      |      |
| ベーチェット病                    | 3    | 3    |                   |      |      |
| 特発性拡張型心筋症                  | 14   | 14   |                   |      |      |
| 再生不良性貧血                    | 11   | 11   |                   |      |      |
| 筋ジストロフィー                   | 1    | 1    |                   |      |      |
|                            |      |      | 計                 | 390  | 362  |

表2 受給者の状況

| 性別 | 就労  | 就学 | 家事労働 | 入院 | 在宅療養 | 入所 | 転出 | 死亡 |
|----|-----|----|------|----|------|----|----|----|
| 男  | 66  | 3  | 2    | 8  | 97   | 9  | 0  | 6  |
| 女  | 56  | 4  | 37   | 10 | 53   | 10 | 0  | 1  |
| 計  | 122 | 7  | 39   | 18 | 150  | 19 | 0  | 7  |

(5) 難病に関する訪問・相談

目的：患者や家族の療養や介護等に関する相談、指導を実施し、不安や悩みの解消を図る。また、医療・保健・福祉等の情報提供を行い、療養生活を支援する。

表 3 訪問・相談実施状況 平成 28 年度

|      | 実人員 | 延人員   |
|------|-----|-------|
| 来所相談 | 447 | 847   |
| 電話相談 |     | 283   |
| 家庭訪問 | 22  | 41    |
| 合計   |     | 1,171 |

(6) 難病訪問指導（診療）事業

目的：在宅療養している難病患者がより良い療養生活を送ることが出来るように、必要に応じて専門医、歯科医師、歯科衛生士、栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等を同行し相談・指導を行い、生活の質（QOL）向上を図ることを目的とする。

|   | 月 日             | 対象疾患（件数）   | 内 容              | スタッフ  |
|---|-----------------|------------|------------------|-------|
| 1 | 平成28年<br>11月10日 | パーキンソン病（1） | 訪問リハビリ<br>環境整備指導 | 作業療法士 |

(7) 自助活動育成支援

目的：患者及び家族が病気や治療について学習し、療養生活の工夫等について、情報交換をする機会を設け、安心して療養生活が出来る為の活動を支援する。また、患者及び家族が交流を深め、相互に支え合う自助グループを育成する。

膠原病友の会（四つ葉の会）

| 年 月               | 活 動 内 容            |
|-------------------|--------------------|
| 平成28年度<br>(月1回開催) | 患者交流会、在宅療養に関する情報交換 |

神経難病患者・家族のつどい（とうんがらの会）

| 年 月               | 活 動 内 容            |
|-------------------|--------------------|
| 平成28年度<br>(年6回開催) | 勉強会、交流会、ポールウォーキング等 |

網膜色素変性症患者・家族のつどい（愛・<sup>あい</sup>Eyeの会）

| 年 月               | 活 動 内 容  |
|-------------------|----------|
| 平成28年度<br>(年6回開催) | 勉強会、交流会等 |

(8) 難病医療講演会及び相談会の実施状況

目的：在宅療養者のQOLの向上を図る事を目的に、難病患者、家族及び支援者等を対象に専門医による講演会を開催する。

| 月 日            | 内 容  | 講演会 | 意見交換会 |
|----------------|--|-----|-------|
| 平成29年<br>2月13日 | 「自己免疫性肝炎と原発性胆汁性胆管炎（肝硬変）について」<br>講師：琉球大学医学部附属病院第一内科<br>医師 前城 達次 氏 | 12人 | 8人    |

## 4 原爆被爆者対策事業

### (1) 被爆者とは

原子爆弾が投下された際、広島・長崎において直接被爆した人と、原子爆弾が投下されてから2週間以内に、広島市内長崎市内に立ち入った人等で、被爆者手帳を所持している人をいう。

### (2) 原爆被爆者対策概要

原爆被爆者については、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（平成6年法律第117号）に基づき、健康診断、居住地等変更の業務が実施されるようになった。

### (3) 事業内容

健康診断業務と保健指導

ア 前期健康診断、後期健康診断、希望者の健康診断（予備検査・本健診）

イ 被爆者二世者の健康診断（予備検査・本健診）

健康診断には、一般検査、がん検査、精密検査があり、委託医療機関（県立宮古病院）で実施。

ウ 保健指導

健康診断実施時に、希望者に対して健康相談を実施するほか随時相談を受けている。健康診断未受診者に対しては受診勧奨し、必要に応じて訪問指導を実施している。

表1 一般健診受診者

平成28年度

| 健診項目 | 対象者数 | 受診者数<br>(受診率) | 検診結果 |     | 受診者年齢区分 |       |       |     |    |      |
|------|------|---------------|------|-----|---------|-------|-------|-----|----|------|
|      |      |               | 異常なし | 要精査 | 50～59   | 60～69 | 70～79 | 80～ | 合計 | 平均年齢 |
| 前期健診 | 14   | 7<br>(50.0%)  | 6    | 1   | 0       | 0     | 2     | 5   | 7  | 84.7 |
| 後期   | 14   | 3<br>(26.4%)  | 3    | 0   | 0       | 0     | 0     | 3   | 3  | 90.3 |
| 希望   | 14   | 3<br>(26.4%)  | 1    | 0   | 0       | 0     | 2     | 1   | 3  | 80.7 |
| 二世健診 | 1    | 1<br>(100%)   | 2    | 0   | 0       | 1     | 0     | 0   | 1  | 64   |

表2 がん検診受診者

平成28年度

|      | 胃がん | 肺がん | 乳がん | 子宮がん | 大腸がん | 多発性骨髄腫 |
|------|-----|-----|-----|------|------|--------|
| 前期検診 | 0   | 1   | 0   | 0    | 0    | 3      |
| 後期検診 | 0   | 0   | 0   | 0    | 0    | 0      |
| 希望検診 | 0   | 0   | 0   | 0    | 0    | 0      |

